

高砂市国土強靱化地域計画

令和4年4月

兵庫県高砂市

< 目 次 >

I 計画の策定にあたって	
1 趣旨	1
2 国土強靱化とは	2
2 国土強靱化地域計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
II 基本的な考え方	
1 基本目標	4
2 強靱化を推進する上での基本方針	4
III リスクに対する脆弱性評価	
1 評価の枠組み及び手順	5
2 評価の結果	7
IV 強靱化に向けた推進方針	
1 リスクシナリオ別の推進方針（一覧）	8
2 リスクシナリオ別の推進方針（詳細）	9
V 計画の推進	24
参考1 関連計画	25
参考2 国土強靱化基本法（抜粋）	26
（別紙1）リスクシナリオ別の脆弱性評価とそれらに対する取組	
（別紙2）強靱化を推進する主な事業（取組）一覧	

I 計画の策定にあたって

1 趣旨

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災は、大都市を直撃した直下型地震であった。密集市街地における家屋の倒壊と大規模火災の発生により多くの人命が失われたこと、鉄道、高速道路、港湾といった社会基盤の基幹となるインフラの崩壊、経済活動の停止などを目の当たりにし、大規模自然災害の恐ろしさを痛感させられた。

また、平成23年（2011年）3月の東日本大震災は、想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を顕在化させた。

その後も、平成30年（2018年）6月の大阪府北部地震、同年7月豪雨などが発生し、記憶に新しいところでは、令和元年（2019年）9月の台風第15号、同年10月の台風第19号等甚大な被害をもたらした大規模自然災害が発生した。

本市においても、平成23年（2011年）9月の台風第12号により、1時間あたり最大雨量87.5mm^{※1}、2日間の総雨量335mm^{※2}を記録し、人的被害はなかったものの、床上浸水625戸、床下浸水2,902戸等の市内広範囲に及ぶ浸水被害が発生した。この経験から浸水被害の解消および軽減を図るため、平成24年（2012年）に流出解析モデルによる浸水シミュレーションを行い、その結果をもとに浸水対策事業を推進しているところである。

国は、近年頻発する大規模自然災害に備えるため、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」を施行し、翌年6月には「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」）」を策定した。その後発生した災害の経験と教訓からこれまでの取組を点検し、平成30年（2018年）12月に基本計画の改定が行われている。

兵庫県においても、平成28年（2016年）1月に国土強靱化地域計画として「兵庫県強靱化計画（以下「県計画」）」が策定され、令和2年3月に改定が行われている。

近い将来の発生が確実視されている南海トラフ地震への備えも喫緊の課題であり、国及び県の動向を踏まえ、本市においても市民の命及び財産を守るべく、本市の強靱化に関する指針となる「高砂市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」）」を策定する。

（※1：荒井ポンプ場地点 ※2：沖浜ポンプ場地点）

台風第12号による市内の浸水被害状況（平成23年9月3日～4日）



2 国土強靱化とは

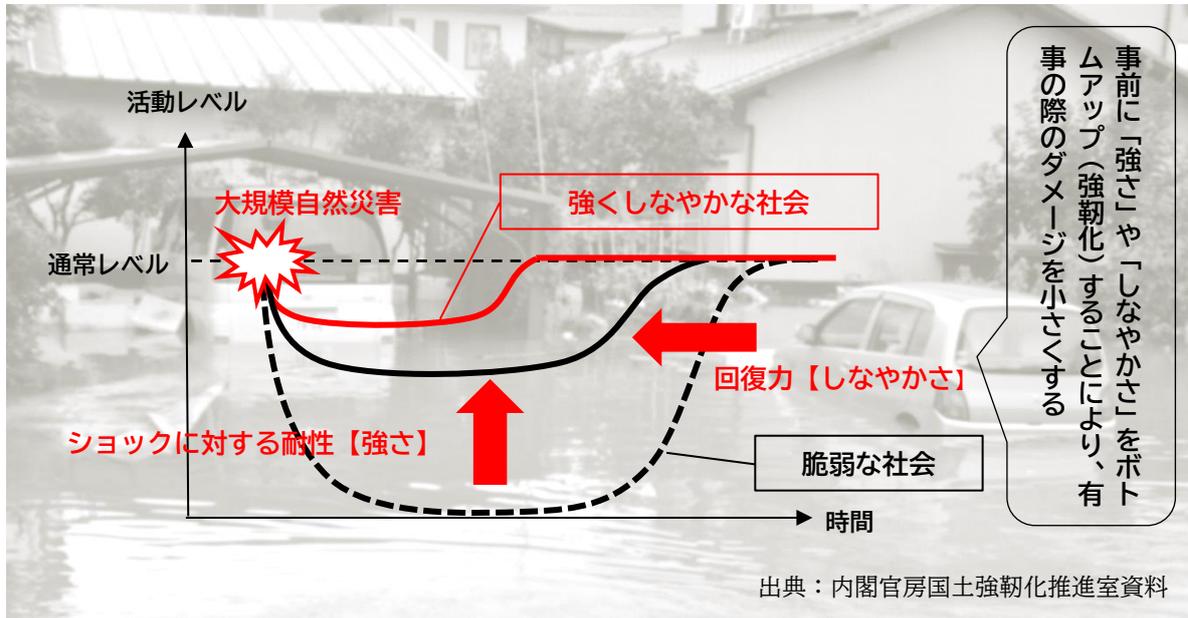
(1) 強靱性

強くてしなやかなことで、大規模自然災害による「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を意味する。

(2) 強靱な社会

大規模自然災害が発生した場合、人命を最大限守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土や経済社会システムが平時から構築された社会をいう。

強靱化のイメージ図



3 国土強靱化地域計画の位置づけ

国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

(国土強靱化地域計画)

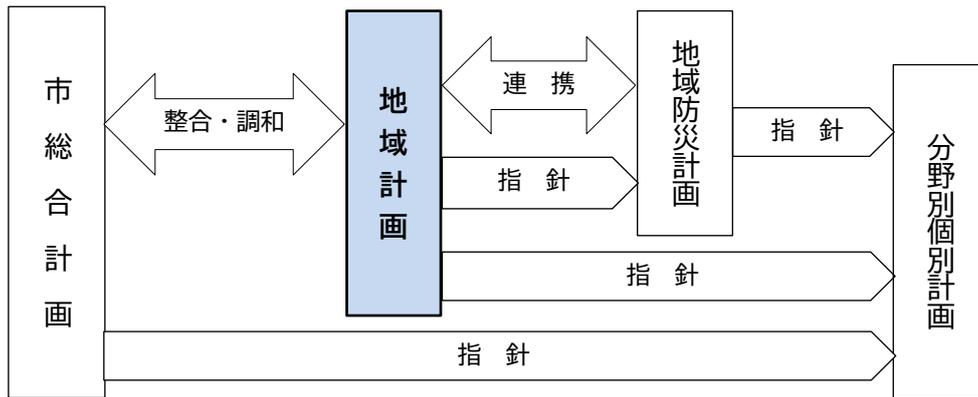
第 13 条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

第 14 条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

国の計画との関係



市の各計画との関係



4 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とし、基本計画及び県計画の見直しや社会情勢の変化に対応するため、進捗状況を勘案し、必要に応じて計画の見直し及び期間の延伸も可能とする。

Ⅱ 基本的な考え方

1 基本目標

本市が強靱化を推進する上での基本目標として、

- I 人命の保護を最大限図る。
- II 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。
- III 迅速に復旧復興する。

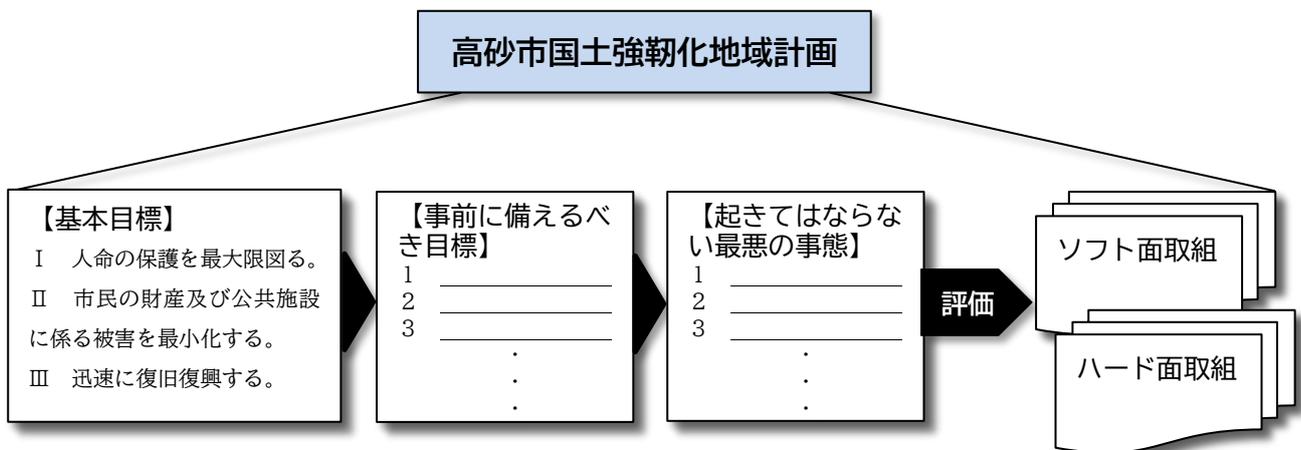
の3つを掲げ、関連する取組の推進に努めるものとする。

2 強靱化を推進する上での基本方針

人口減少社会において地域の元気づくりを進めるには、安全・安心の確保が重要な基盤となる。本市における強靱化を推進する上での基本方針は、基本計画や県計画との調和を図り、基礎自治体の責務である市民の生命と財産を守るため、前述の3つの基本目標から考えられる事前に備えるべき目標を設定し、起きてはならない最悪の事態を抽出・評価した取組とする。

ハード面の個別事業は年々進められているが、限られた財源や期間の中で市民の安全・安心を確保するためには、近隣の助け合いや地域のつながりを強化し、自助・共助・公助で備えるソフト面の対策も充実しなければならない。ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた効果的な取組を推進する。

地域計画のイメージ図



Ⅲ リスクに対する脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

強靱化を図るため、想定するリスクに対し、現状の取組等における課題（脆弱性）を点検する。

(1) 想定するリスク

① 地震・津波

津波を伴う南海トラフ地震や活断層である山崎断層帯等が誘発する内陸部地震とする。

② 風水害・土砂災害

梅雨前線や秋雨前線といった停滞前線及び台風による風水害（高潮、波浪を含む）や土砂災害（土石流、急傾斜地崩壊）とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）の設定

基本計画においては、8つの事前に備えるべき目標とその妨げになる45のリスクシナリオ、県計画においては、8つの事前に備えるべき目標と43のリスクシナリオが設定されている。

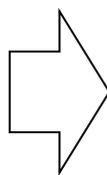
本市が基礎自治体であることを鑑み、県計画のリスクシナリオのうち関係するものをピックアップして地域計画のリスクシナリオとする。

地域計画では、7つの事前に備えるべき目標と23のリスクシナリオを設定した。（次ページ参照）

(3) 評価の実施手順

【脆弱性評価】

- ① 市が現在実施している各取組を整理点検する。
- ② 各取組の推進状況を踏まえ、リスクシナリオを回避することが可能か分析する。



【重要業績指標】

- ③ リスクシナリオの回避に向け、今後の取組の推進方向を検討する。
- ④ 取組の進捗状況を表す指標を設定する。
数値化及び方向性を示す。

【基本目標、事前に備えるべき目標とリスクシナリオ】

基本目標	事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
I. 人命の保護を最大限図る II. 市民の財産及び公施設に係る被害を最小化する III. 迅速に復旧復興する	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生
			1-2	密集市街地や多数が集まる施設の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生
			1-3	大規模津波による多数の死傷者の発生
			1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水の供給停止
			2-2	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-5	劣悪な避難生活環境による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5	ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	上水道の長期間にわたる供給停止
			5-2	汚水処理施設、ごみ処理施設等の長期間にわたる機能停止
			5-3	幹線道路等の長期間にわたる機能停止
	6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			6-2	ため池の損壊による多数の死傷者の発生
			6-3	臨海部の広域複合災害の発生
	7	地域社会が迅速に復興できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			7-2	地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態
			7-3	土地境界が不明確なため復興が大幅に遅れる事態

2 評価の結果（別紙1参照）

脆弱性評価結果の主なポイントは次のとおりである。

（番号は、前ページのリスクシナリオの番号）

- (1) インフラの防災対策整備をさらに推進すること
 - 道路、橋梁、上下水道、ごみ処理施設等の生活・社会基盤の耐震化及び長寿命化（1-1、2-1、2-3、2-4、5-1、5-2、5-3）
 - 河川堤防の整備等の津波対策（1-3、1-4）
 - 防潮水門、排水機場、雨水ポンプ場、雨水管渠、ため池整備等の総合的な治水対策（1-3、1-4、1-5、6-2）
- (2) 居住空間等の不燃化、耐震化をさらに推進すること
 - 住宅・建築物等の耐震化及び長寿命化（1-1）
 - 多数利用のある建築物の耐震化及び長寿命化（1-2、3-1）
 - 密集市街地の改善（1-2、6-1）
 - 老朽危険空家の除却指導の強化（1-1）
- (3) 市民と行政の災害対応力を向上させること
 - 消防力の充実（1-1、1-2、2-2、6-3）
 - 関係機関の連携による救助・救急・医療体制の充実（2-3）
 - 情報の収集、共有、発信力の強化（1-3、1-4、1-5、2-1、4-1、4-2、4-3、6-2）
 - ハザードマップ等の作成（改定）及び周知（1-3、1-4、1-5、6-2）
 - 避難体制の確保、訓練の実施（1-3、1-4、3-1、4-3、6-3）
 - 地域（自主）防災組織の充実（2-2、7-2）
 - 食料、飲料水の備蓄と供給体制の確保（2-1、5-1）
 - 消防団員等、災害対応の担い手となる人材の育成（2-2、7-2）
 - 疫病・感染症対策（2-4）
- (4) 早期に復旧復興体制を整えること
 - 業務継続計画（BCP）を含めた市・市職員の災害時即応体制の強化（3-1）
 - 避難生活環境の整備（2-5）
 - 災害廃棄物処理体制の確保（7-1）
 - 災害時受援、災害ボランティア活動支援体制の確保（3-1、7-2）
 - 市域を越えた連携強化（2-1、2-3、3-1、5-1、7-1）
 - 土地境界の早期復元に要する地籍調査の推進（7-3）

IV 強靱化に向けた推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオを回避するために、以下の方針により取組を推進する。

1 リスクシナリオ別の推進方針 (一覧)

リスクシナリオ		リスクシナリオ別の推進方針
1-1	住宅・建物・交通施設等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生	a. 住宅・建築物等の耐震化及び長寿命化 b. 交通施設の耐震化等 c. 老朽危険空家の除却 d. 消防力の充実
1-2	密集市街地や多数が集まる施設の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生	a. 多くの利用者がある建築物の耐震化及び長寿命化 b. 学校施設の長寿命化 c. 密集市街地の改善 d. 消防力の充実
1-3	大規模津波による多数の死傷者の発生	a. 市が管理する河川堤防の越流・耐震対策 b. 避難体制の確保、訓練の実施 c. 津波ハザードマップの策定（改定）
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	a. 総合的な治水対策 b. 高潮対策 c. 内水排除対策 d. 減災のためのソフト対策
1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生	a. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化 b. ため池対策
2-1	被災地での食料・飲料水の供給停止	a. 食料、飲料水の供給体制の確保 b. 各家庭及び避難所等における食料等の確保 c. 水道施設の耐震化及び長寿命化 d. 道路交通機能の強化
2-2	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	a. 地域の防災組織の災害対応力強化
2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	a. 救急・医療体制の充実 b. 市民病院における非常用電源の充実 c. 緊急輸送道路の確保
2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	a. 疫病・感染症対策に係る体制の構築 b. 下水道施設の耐震化及び長寿命化
2-5	劣悪な避難生活環境による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	a. 避難施設の耐震化及び長寿命化 b. 避難所における生活環境の確保
3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	a. 市役所の耐震化 b. 災害時即時対応体制の強化
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	a. 情報通信手段の確保
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	a. 情報提供手段の確保
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	a. 避難行動要支援者の避難支援体制の構築
5-1	上水道の長期間にわたる供給停止	a. 水道施設の耐震化及び長寿命化 b. 広域的な応援体制の整備
5-2	汚水処理施設、ごみ処理施設等の長期間にわたる機能停止	a. 下水道施設の耐震化及び長寿命化 b. ごみ処理施設及びごみ焼却施設の耐震化
5-3	幹線道路等の長期間にわたる機能停止	a. 道路交通機能の強化
6-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	a. 密集市街地の改善
6-2	ため池の損壊による多数の死傷者の発生	a. ため池の整備 b. 計画的な定期点検と適切な日常管理の推進 c. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化
6-3	臨海部の広域複合災害の発生	a. コンビナート災害の発生・拡大防止

リスクシナリオ		リスクシナリオ別の推進方法
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	a. 災害廃棄物処理
7-2	地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態	a. 地域の防災人材の育成 b. 災害ボランティア活動支援体制の整備
7-3	土地境界が不明確なため復興が大幅に遅れる事態	a. 地籍調査の推進 b. 宅地等に堆積した土砂の排除

2 リスクシナリオ別の推進方針（詳細）

事前に備えるべき目標1

「直接死を最大限防ぐ」

リスクシナリオ1-1

住宅・建物・交通施設等の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

a. 住宅・建築物等の耐震化及び長寿命化

- 住宅・建築物の耐震化を促進するため、引き続き、耐震診断、耐震改修等への意識啓発を推進する。
また、災害に強いまちづくりを行うため、住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。 【都市創造部】
- 引き続き、ブロック塀等の安全点検、安全対策等への意識啓発を推進する。 【都市創造部】
- 市営住宅のうち木造・簡易耐火住宅の入居者に対し、鉄筋コンクリート住宅への移転を促し、引き続き、公営住宅等整備事業を活用した木造・簡易耐火住宅の解体を推進する。 【都市創造部】
- 災害に強いまちづくりを行うため、公営住宅等整備事業を活用した鉄筋コンクリート造の市営住宅の長寿命化を推進する。 【都市創造部】

b. 交通施設の耐震化等

- 被災した場合に社会的影響が大きい橋りょう及び緊急輸送道路の橋りょうについて、道路メンテナンス事業を活用した耐震化を推進する。 【都市創造部】
2-1-d、2-3-c、5-3-a に再掲
- 都市の防災機能を強化するため、無電柱化推進計画事業を活用した市街地の幹線道路等の無電柱化を推進する。 【都市創造部】 5-3-a に再掲

c. 老朽危険空家の除却

- 老朽危険空家が避難の妨げや第三者への被害を発生させる可能性があることから、特定空家の指定も含めた所有者へ除却を指導・助言する。【都市創造部】
- 空き家再生等推進事業（除却事業）を活用した除却を推進する。【都市創造部】

d. 消防力の充実

- 老朽化した消防車両を計画的に更新するため、緊急消防援助隊設備整備補助事業を活用することで最新の消防車両を導入し、消防力の充実を推進する。【消防本部】 1-2-d に再掲
- 消防防災施設整備補助事業を活用し、システムを更新することで高機能消防指令センターの機能充実を推進する。【消防本部】 1-2-d に再掲

リスクシナリオ1-2

密集市街地や多数が集まる施設の大規模倒壊や大規模火災による多数の死傷者の発生

a. 多くの利用者がある建築物の耐震化及び長寿命化

- 多数の利用者がある建築物のうち、耐震強度が不足する建築物の耐震化について、指導・助言を行う。
また、災害に強いまちづくりを行うため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。【都市創造部】
- 市庁舎は現在建て替え中であり、令和3年度に完成する。【政策部】 3-1-a に再掲
- 災害応急対策の活動拠点や避難所等、重要な機能を担う市有施設の耐震化及び長寿命化を推進する。【健康こども部】【教育部】 2-5-a に再掲

b. 学校施設の長寿命化

- 小・中学校の建物の耐震化は完了しているが、教員、児童・生徒等の安全確保や指定避難施設の観点からも長寿命化改良事業を推進する。【教育部】

c. 密集市街地の改善

- 密集市街地における建築物の不燃化や空地・空家を活用した公共空地の設置を官民協働で研究する。【都市創造部】 6-1-a に再掲
- 土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図るため、市街地整備事業等を推進する。【都市創造部】 6-1-a に再掲
- 狭あい道路に面する住宅等の円滑な建て替えと、耐震性の高い安全な住宅ストックを形成し災害に強いまちづくりを行うため、狭あい道路整備等促進事業を推進

する。【都市創造部】 6-1-a に再掲

- 高砂駅南地区については、市街地再整備を含めた駅前整備（駅前広場、アクセス道路等）を推進する。【都市創造部】 6-1-a に再掲

d. 消防力の充実

- 老朽化した消防車両を計画的に更新するため、緊急消防援助隊設備整備補助事業を活用することで最新の消防車両を導入し、消防力の充実を推進する。
〔1-1-d を再掲〕【消防本部】
- 消防防災施設整備補助事業を活用し、システムを更新することで高機能消防指令センターの機能充実を推進する。〔1-1-d を再掲〕【消防本部】

リスクシナリオ1-3

大規模津波による多数の死傷者の発生

a. 市が管理する河川堤防の越流・耐震対策

- 最大クラスの津波や地震動に対して、津波越流による浸水被害を軽減するとともに、耐震性能を備えた河川管理施設の整備を行うため、緊急自然災害防止対策事業等を推進する。【上下水道部】

b. 避難体制の確保・訓練の実施

- 適時適切に避難勧告等の避難情報を発令する。【危機管理室】
- 毎年実施する総合防災訓練について、多数の市民が参加できるよう、実施方法や訓練内容を工夫するとともに、各地区で実施される防災訓練への積極的な参加を促進する。【危機管理室】
- 児童・生徒の安全確保のため、引き渡し訓練を実施する。【教育部】

c. 津波ハザードマップの策定（改定）

- 県が実施した津波シミュレーションをもとに、避難場所等を盛り込んだ独自の津波浸水ハザードマップを作成（改定）し、地域住民等に周知する。【危機管理室】

リスクシナリオ1-4

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

a. 総合的な治水対策

- 市が管理する河川において、抜本的な河川対策を行うため、総合流域防災事業や緊急自然災害防止対策事業を推進する。

また、近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、農村地域防災減災事業を活用したため池改修や新世代下水道支援事業を活用した雨水貯留タンクの設置助成等を行い、河川への流出を抑制する流域対策を推進する。【上下水道部】

b. 高潮対策

- 高潮被害から地域住民等を守るため、緊急自然災害防止対策事業等を活用した排水機場、防潮水門、堤防等の整備を推進する。【上下水道部】

c. 内水排除対策

- 防災・安全交付金事業を活用し、雨水幹線等の新設、雨水ポンプ場や雨水幹線の能力強化を推進する。【上下水道部】
- 防災・安全交付金事業を活用し、下水道施設の長寿命化を推進する。【上下水道部】

d. 減災のためのソフト対策

- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮・内水ハザードマップの作成（改定）、防災情報の高度化、地域の水防活動の強化等のソフト対策を組み合わせ実施する。【消防本部】【危機管理室】
- 市民の主体的な避難行動を支援するため、市民一人ひとりが、自らの「逃げるタイミング」や「逃げる場所」などをあらかじめ定めておく「マイ避難カード」作成の取組を推進する。【危機管理室】

リスクシナリオ1-5

土砂災害等による多数の死傷者の発生

a. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

- 兵庫県が、33箇所土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定したことから、市民への周知を進め、自主避難の判断材料となるリアルタイムの危険情報を提供する仕組みを推進する。【危機管理室】

b. ため池対策

- ため池の決壊による災害を未然に防止するため、農村地域防災減災事業を活用し、危険度の高いため池の改修を行うとともに、農業用水路等長寿命化・防災減災事業を活用して作成した浸水想定区域図を、災害時に円滑な避難が出来るよう市民に広く情報提供する。 【上下水道部】【危機管理室】 6-2-c に再掲

事前に備えるべき目標2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ2-1

被災地での食料・飲料水の供給停止

a. 食料、飲料水の供給体制の確保

- 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、飲料水及び生活必物資の供給体制を整備する。【危機管理室】
- 応急用食料について、平素から協定業者等の在庫量を把握する。【危機管理室】
- 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水の相互応援を円滑に行う。【上下水道部】

b. 各家庭及び避難所等における食料等の確保

- 市民が各家庭や職場において、平時から最低でも3日間、できれば1週間分程度の食料、飲料水及び生活必物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発し、あわせて事業所へも啓発を行う。【危機管理室】
- 避難所における飲料水を確保するため、民間事業者との協定に基づく備蓄、他の自治体との相互応援協定等による体制を整備する。【危機管理室】

c. 水道施設の耐震化及び長寿命化

- 取水施設、浄水場、水道管等の水道施設の老朽化対策に合わせた耐震化を推進する。【上下水道部】 5-1-a に再掲
- 緊急自然災害防止対策事業を活用し、高砂取水場の長寿命化を行う。【上下水道部】 5-1-a に再掲

d. 道路交通機能の強化

- 緊急時に円滑で効率的な輸送環境を確保するため、兵庫県道路整備プログラムに基づく道路整備及び道路メンテナンス事業を活用した橋りょう及びトンネル等の整備・強化を推進する。【都市創造部】 5-3-a に再掲
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋りょう及び緊急輸送道路の橋りょうについて、道路メンテナンス事業を活用した耐震化を推進する。【1-1-b を再掲】
【都市創造部】

リスクシナリオ2-2

消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

a. 地域の防災組織の災害対応力強化

- 消防等の防災関係機関は即座には現場に駆け付けられないため、消防団や地域の

- 防災組織の充実等を図る。 【消防本部】【危機管理室】 7-2-a に再掲
- 消防団や地域の防災組織が、迅速に復旧活動をおこなえるよう都市再生整備計画事業を活用した消防備蓄倉庫の整備を推進する。 【消防本部】

リスクシナリオ 2-3

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

a. 救急・医療体制の充実

- 負傷者が大量に発生した場合を想定し、搬送能力や応急処置に対応する救急搬送体制の強化を図る。 【消防本部】【危機管理室】
- 緊急消防援助隊設備整備補助事業を活用し、老朽化した救急車両及び資機材の更新整備を推進する。 【消防本部】

b. 市民病院における非常用電源の充実

- 自家発電設備や燃料タンク等の設置(改築・更新)、老朽化対策を推進する。 【市民病院】

c. 緊急輸送道路の確保

- 被災した場合に社会的影響が大きい橋りょう及び緊急輸送道路の橋りょうについて、道路メンテナンス事業(橋りょう、トンネル等の修繕、更新等)を活用した耐震化を推進する。 [1-1-b を再掲] 【都市創造部】

リスクシナリオ 2-4

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

a. 疫病・感染症対策に係る体制の構築

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。 【健康こども部】

b. 下水道施設の耐震化及び長寿命化

- 防災・安全交付金事業を活用し、下水道施設の耐震化及び長寿命化を推進する。 【上下水道部】 5-2-a に再掲

リスクシナリオ 2-5

劣悪な避難生活環境による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

a. 避難施設の耐震化及び長寿命化

- 災害応急対策の活動拠点や避難所等、重要な機能を担う市有施設の耐震化及び長寿命化を推進する。 [1-2-a を再掲] 【健康こども部】【教育部】

- 小・中学校の建物の耐震化は完了しているが、指定避難施設の観点からも長寿命化改良事業を推進する。 【教育部】

b. 避難所における生活環境の確保

- 冷暖房機器や段ボールベットの設置、間仕切り用のパーティション等によるプライバシーの確保及び福祉スペースの設置等により、避難所における生活の質の確保を図る。 【危機管理室】【教育部】
- コミュニティ防災拠点に整備した井戸の活用等によりトイレの洗浄水等を確保し、避難所の衛生環境の維持を図る。 【危機管理室】【教育部】
- 避難所開設に伴い新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、避難所開設・運営マニュアルの作成し、必要に応じて修正を行う。 【危機管理室】【教育部】

事前に備えるべき目標3

必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ3-1

市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

a. 市役所の耐震化

- 市庁舎は現在建て替え中であり、令和3年度に完成する。

〔1-2-a を再掲〕【政策部】

b. 災害時即時対応体制の強化

- 防災関係機関や公的事業を営む企業が一堂に会する高砂市防災会議を引き続き開催し、連携や防災体制の充実強化を図る。 【危機管理室】
- 平時から関係機関との連携を密にし、情報の共有や連携強化を図るとともに、総合防災訓練においては、地域の特性や様々な被害を想定した実践的な訓練を実施する。 【危機管理室】
- 庁舎等が被災し、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、各部各課は業務マニュアルの作成、職場研修等を通じて業務継続計画（BCP）の充実に努める。 【危機管理室】
- 大規模災害時に円滑に支援を受け入れ対策の迅速化を図れるよう、県、他の自治体や関係機関等からの受援体制の整備に努める。 【危機管理室】

事前に備えるべき目標4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

リスクシナリオ4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

a. 情報通信手段の確保

- 長期の電源途絶等により、行政情報通信システム（非常時に優先される重要業務等に限る）が通信不能となることを考慮し、非常用電源の充実や防災行政無線のデジタル化を推進する。 【危機管理室】

リスクシナリオ4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

a. 情報提供手段の確保

- 携帯電話のメール機能やスマートフォンアプリを活用した「防災ネットたかさご」、「ひょうご防災ネットスマートフォンアプリ（高砂市）」の市民への周知及び加入促進を推進する。 【危機管理室】
- 防災行政無線のデジタル化の推進、スマートフォンアプリを利用した市公式アプリ「たかさごナビ」などのツールを活用し、防災情報を確実かつ迅速に提供するとともに、情報伝達手段の多様化を着実に推進する。 【危機管理室】

リスクシナリオ4-3

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

a. 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

- 避難支援を要する者について名簿や支援計画を作成し、円滑かつ迅速な避難を確保する。 【福祉部】
- 緊急通報システム利用者に対して、設置機器を利用した災害情報等の読み上げにより、速やかな避難行動を促す。 【福祉部】
- 外国人市民に対し、12言語に対応した「防災ネットたかさご」、「ひょうご防災ネットスマートフォンアプリ（高砂市）」への加入を促進する。 【危機管理室】
- 法律に基づき要配慮者利用施設の管理者等が、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施しなければならないため、引き続き、当該施設管理者等への指導・助言を行う。 【危機管理室】

事前に備えるべき目標5

ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ5-1

上水道の長期間にわたる供給停止

a. 水道施設の耐震化及び長寿命化

- 取水施設、浄水場、水道管等の水道施設の老朽化対策に合わせた耐震化を推進する。〔2-1-c を再掲〕【上下水道部】
- 緊急自然災害防止対策事業を推進し、高砂取水場の長寿命化を行う。〔2-1-c を再掲〕【上下水道部】

b. 広域的な応援体制の整備

- 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、緊急時の連絡体制や補修資機材の保有状況を情報共有し、応急的な早期復旧を行う。【上下水道部】

リスクシナリオ5-2

汚水処理施設、ごみ処理施設等の長期間にわたる機能停止

a. 下水道施設の耐震化及び長寿命化

- 防災・安全交付金事業を活用し、下水道施設の耐震化及び長寿命化を推進する。〔2-4-b を再掲〕【上下水道部】

b. ごみ処理施設及びごみ焼却施設の耐震化

- 2市2町（高砂市、加古川市、稲美町、播磨町）の広域ごみ処理施設として建て替え中であり、令和3年度に完成する。
その後の運営については、2市2町で連携し災害時でも安定的に施設が稼働できるよう必要な整備を行う。【生活環境部】

リスクシナリオ5-3

幹線道路等の長期間にわたる機能停止

a. 道路交通機能の強化

- 緊急時に円滑で効率的な輸送環境を確保するため、兵庫県道路整備プログラムに基づく道路整備及び道路メンテナンス事業を活用した橋りょう及びトンネル等の整備・強化を推進する。〔2-1-d を再掲〕【都市創造部】

- 被災した場合に社会的影響が大きい橋りょう及び緊急輸送道路の橋りょうについて、道路メンテナンス事業を活用した耐震化を推進する。〔1-1-b を再掲〕
【都市創造部】
- 都市の防災機能を強化するため、無電柱化推進計画事業を活用した市街地の幹線道路等の無電柱化を推進する。〔1-1-b を再掲〕【都市創造部】

事前に備えるべき目標6

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

リスクシナリオ6-1

地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

a. 密集市街地の改善

- 密集市街地における建築物の不燃化や空地・空家を活用した公共空地の設置を官民協働で研究する。〔1-2-c を再掲〕【都市創造部】
- 土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図るため、市街地整備事業等を推進する。〔1-2-c を再掲〕【都市創造部】
- 狭あい道路に面する住宅等の円滑な建て替えと、耐震性の高い安全な住宅ストックを形成し災害に強いまちづくりを行うため狭あい道路整備等促進事業を推進する。〔1-2-c を再掲〕【都市創造部】
- 高砂駅南地区については、市街地再整備を含めた駅前整備（駅前広場、アクセス道路等）を推進する。〔1-2-c を再掲〕【都市創造部】

リスクシナリオ6-2

ため池の損壊による多数の死傷者の発生

a. ため池の整備

- 農村地域防災減災事業を活用し、改修が必要なため池を把握し、計画的な改修を行う。【上下水道部】

b. 計画的な定期点検と適切な日常管理の推進

- 農村地域防災減災事業を活用し、ため池管理者等関係者と連携し、計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、災害発生の防止を推進する。【上下水道部】

c. 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

- ため池の決壊による災害を未然に防止するため、農村地域防災減災事業を活用し、危険度の高いため池の改修を行うとともに、農業用水路等長寿命化・防災減災事業を活用して作成した浸水想定区域図を、災害時に円滑な避難が出来るよう市民に広く情報提供する。〔1-5-b を再掲〕【上下水道部】【危機管理室】

リスクシナリオ6-3

臨海部の広域複合災害の発生

a. コンビナート災害の発生・拡大防止

- 石油コンビナート等特別防災区域の消防防災体制を充実強化するため、防災関係機関等が連携して総合防災訓練を行い、災害情報の迅速・的確な伝達をはじめ災害対応能力の向上を図る。 【消防本部】【危機管理室】
- 大型化学消防車両等を最新のものに更新し消防力の充実に図るため、緊急消防援助隊設備整備補助事業を推進する。 【消防本部】

事前に備えるべき目標7

地域社会が迅速に復興できる条件を整備する

リスクシナリオ7-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

a. 災害廃棄物処理

- 災害廃棄物を仮置きできるストックヤードの確保を推進する。 【生活環境部】
- 広域処理体制を構築するため、県、近隣市町及び民間事業者との相互応援協定を締結している。 【生活環境部】
- 2市2町（高砂市、加古川市、稲美町、播磨町）の広域ごみ処理施設の安定的な稼働を行う。 【生活環境部】

リスクシナリオ7-2

地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態

a. 地域の防災人材の育成

- 消防等の防災関係機関は即座には現場に駆け付けられないため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る。 [2-2-a を再掲] 【消防本部】 【危機管理室】

b. 災害ボランティア活動支援体制の整備

- 災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう、災害支援に取り組んでいる団体とのネットワークの構築など、平時から災害に備えた取組を推進する。 【福祉部】

リスクシナリオ7-3

土地境界が不明確なため復興が大幅に遅れる事態

a. 地籍調査の推進

- 津波・地すべり等により土地境界が不明確になることに備え、円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査を引き続き推進する。 【都市創造部】

b. 宅地等に堆積した土砂の排除

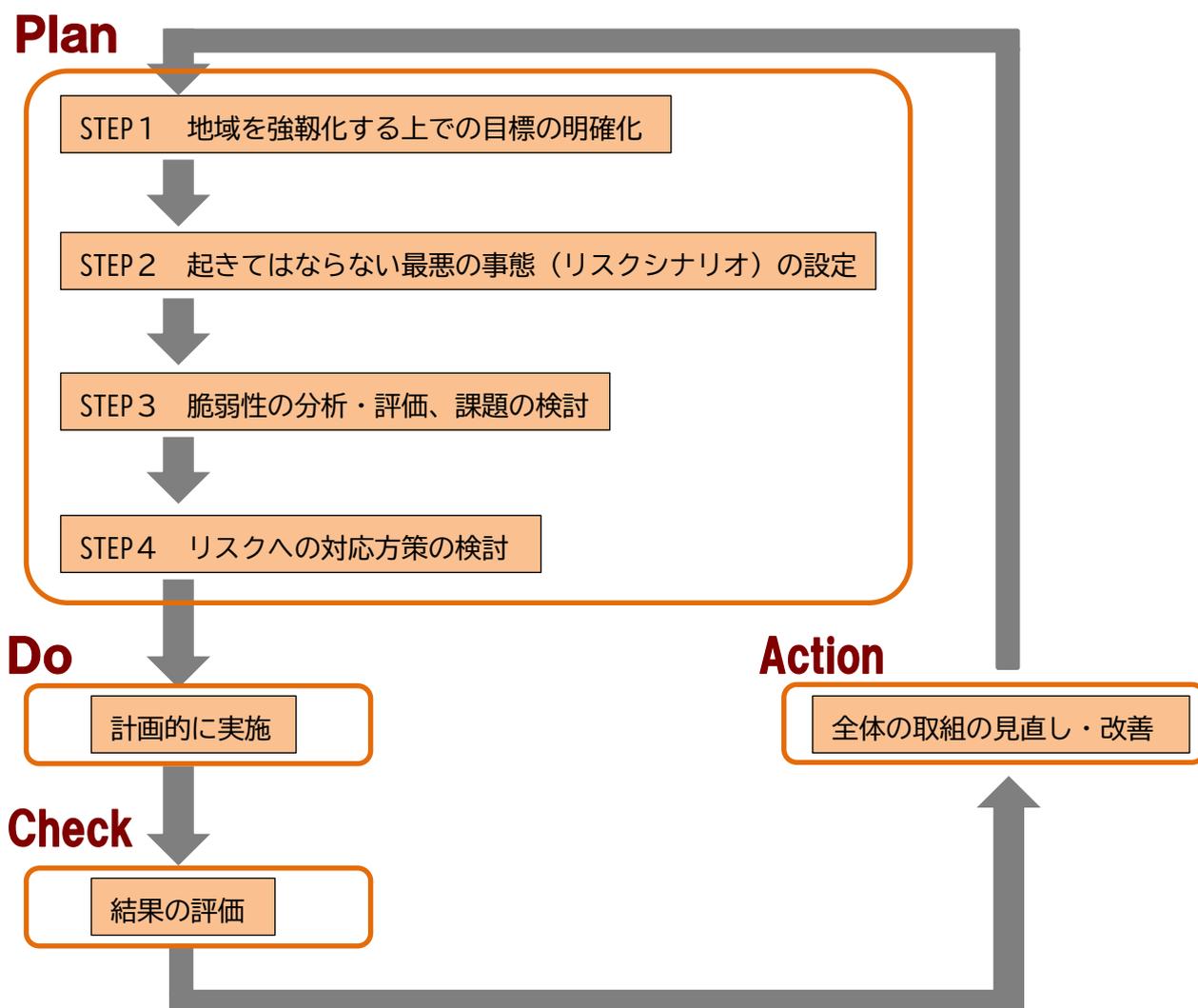
- 堆積土砂排除事業を活用した宅地等民有地における大規模崩落堆積土砂の排除を研究する。 【都市創造部】

V 計画の推進

地域計画による強靱化を着実に推進するため、重要業績指標の目標値（K P I）があるものはその目標値を用いて、目標がなく方向性を示したものはその内容に変更がないのかを進行管理するとともに、関連する個別計画（次頁参照）とも整合を図り、計画的な推進を図る。

庁内各部署においては、従前から取り組んでいる個別計画があり、それらの中の防災・減災に関連する項目を地域計画の取組としたものもあることから、全庁が一体となって取組を推進しなければならない。

なお、社会経済情勢等の変化や国、県の動向も踏まえ、P D C Aサイクルを繰り返し、取組を進める。



<参考1> 関連計画（脆弱性評価順）

- ・高砂市耐震改修促進計画 【都市創造部】
- ・高砂市市営住宅再生マスタープラン 【都市創造部】
- ・高砂市市営住宅長寿命化計画 【都市創造部】
- ・橋梁耐震化計画 【都市創造部】
- ・高砂市公共施設等総合管理計画 【政策部】
- ・高砂市公共施設保全計画 【政策部】
- ・高砂市都市計画マスタープラン 【都市創造部】
- ・高砂駅南周辺整備基本計画 【都市創造部】
- ・鹿島川・松村川河川整備計画 【上下水道部】
- ・高砂市総合治水推進計画 【上下水道部】
- ・高砂市地域防災計画 【危機管理室】
- ・農業農村整備事業管理計画 【上下水道部】
- ・高砂市公共下水道事業計画 【上下水道部】
- ・高砂市流域関連公共下水道事業計画 【上下水道部】
- ・高砂市水防計画 【消防本部】
- ・水道事業ビジョン 【上下水道部】
- ・橋梁個別施設計画（長寿命化修繕計画） 【都市創造部】
- ・高砂市大型ボックスカルバート修繕計画 【都市創造部】
- ・高砂市トンネル修繕計画 【都市創造部】
- ・高砂市自転車ネットワーク計画 【都市創造部】
- ・設備等改修計画 【市民病院】
- ・高砂市業務継続計画 【危機管理室】
- ・高砂市災害時受援計画 【危機管理室】
- ・兵庫県石油コンビナート等防災計画 【消防本部】

<参考2> 国土強靱化基本法（抜粋）

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律95号）

前文

我が国は、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害等による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきた。我々は、東日本大震災の際、改めて自然の猛威の前に立ち尽くすとともに、その猛威からは逃れることができないことを思い知らされた。

我が国においては、21世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が発生するおそれも指摘されている。さらに、地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連続して発生する可能性も想定する必要がある。これらの大規模自然災害等が想定される最大の規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがある。我々は、このような自然の猛威から目をそらしてはならず、その猛威に正面から向き合わなければならない。このような大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つである。

<中略>

ここに、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行

わなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、第2条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第5条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

<中略>

第2章 基本方針等

(基本方針)

第8条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 1 <前略>人命の保護が最大限に図られること。
- 2 <前略>我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- 3 <前略>国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 4 <前略>迅速な復旧復興に資すること。
- 5 <前略>国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- 6 <前略>特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- 7 <前略>財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

(施策の策定及び実施の方針)

第9条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

- 1～4 <略>
- 5 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。
- 6～7 <略>

第3章 国土強靱化基本計画等

(国土強靱化基本計画)

第10条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画

以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

<中略>

(国土強靱化地域計画)

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

<後略>

